

平成29年第10回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成29年10月24日

開会

- 日程第1 平成29年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第38号 牛牧第2保育所駐車場用地取得の申出について
- 日程第4 議案第39号 瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付要綱について
- 日程第5 議案第40号 瑞穂市立保育所運営規程の制定について
- 日程第6 議案第41号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の制定について
- 日程第7 議案第42号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について
- 日程第8 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 意見聴取 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 教育長の報告
- 日程第11 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について

平成29年11月20日（月）午後2時00分から

閉会

議案第 38 号

牛牧第 2 保育所駐車場用地取得の申出について

牛牧第 2 保育所駐車場用地取得の申出について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 3 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 10 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

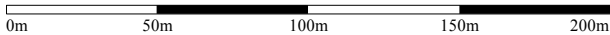
提案理由

瑞穂市立牛牧第 2 保育所駐車場を整備するにあたり、別紙の事業地である土地を購入するもの。

位置図



1/2,500

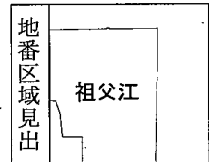


イ 170-4
ロ 177-14
ハ 177-9
ニ 200-4

ホ 200-3
ヘ 180-6
ト 173-2
チ 174-2

リ 400-3
ヌ 188-1

資料 38-2



請求部	所在	瑞穂市祖父江字伯母塚西			地番	181番1		
出力縮	1/1000	精度区	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項				

議案第 39 号

瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付要綱の制定について

瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 10 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

インフルエンザの流行を予防するために必要な措置を講ずることにより、市内の園児、児童生徒の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため要綱の制定を行うもの。

瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付 要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の園児、児童生徒のインフルエンザの流行の防止かつ市の保育所等に勤務する保育士等の保健の一環として交付するインフルエンザ予防接種費用補助金に関して、その対象者、補助対象経費、補助金の額、交付の手續等必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、瑞穂市職員定数条例（平成15年瑞穂市条例第19号）第1条に規定する職員（以下「一般職員」という。）、岐阜縣市町村立学校職員定数条例（昭和28年岐阜県条例第7号）第1条に規定する職員及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する事業所からの派遣労働者を除き、第6条による補助金交付決定時に市の次に掲げる施設に勤務する職員とする。

- (1) 瑞穂市立保育所（地域子育て支援センターを含む。）
- (2) 瑞穂市立幼稚園
- (3) 瑞穂市立小学校
- (4) 瑞穂市立中学校
- (5) 瑞穂市教育支援センター
- (6) 瑞穂市給食センター
- (7) 瑞穂市放課後児童クラブ施設
- (8) 瑞穂市図書館及び図書館分館

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、医療機関でのインフルエンザ予防接種の金額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、年度内において、1人につき1回1,000円とする。ただし、補助対象経費が1,000円に満たない場合は、当該補助対象経費相当額を補助するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付申請書（様式第1号）に医療機関が発行した領収書を添付して市長が指定する期日までに申請しなければならない。

(交付の決定及び補助金の請求)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定し、及びその額を確定したときは、瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付の手続)

第7条 補助金の交付に関する事項については、瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号）の規定によるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者

所属所

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年度瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金を交付されたく申請します。

記

予防接種実施日	年 月 日
予防接種に要した費用	円
補助金交付申請額	円

領収書添付

Large dashed rectangular box for receipt attachment.

様式第 2 号(第 6 条関係)

指令第 号
年 月 日

様

瑞穂市長 棚橋 敏明 印

瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付決定通知書

年 月 日申請のあった 年度 瑞穂市保育所等勤務者に対するインフル
エンザ予防接種費用補助金については、 _____ 円を交付します。

様式第3号(第6条関係)

瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

請求者

所属所

住 所

氏 名



年度瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 振込先（報酬・賃金の支払いに使用している口座）

※登録がない場合は請求者名義の口座を下記に記入のこと

フリガナ					
口座名義人					
ゆう ち よ 銀 行 以 外	金融機関名			支店名	
	預金種別	普通・当座	口座番号	右詰で記入のこと	
ゆう ち よ 銀 行	記 号		番 号		

ただし、

年度 瑞穂市保育所等勤務者に対するインフルエンザ予防接種費用補助金

指令番号

第

号

議案第40号

瑞穂市立保育所運営規程の制定について

瑞穂市立保育所運営規程を制定する訓令案を別紙のとおり提出する。

平成29年10月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）第20条の規定により、市立保育所の運営規程を定めるもの。

瑞穂市立保育所運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、瑞穂市保育所条例（平成15年瑞穂市条例第74号）第2条に規定する瑞穂市が設置する保育所（以下「保育所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
本田第1保育所	瑞穂市本田1915番地
本田第2保育所	瑞穂市只越387番地
別府保育所	瑞穂市別府144番地1
穂積保育所	瑞穂市穂積966番地1
牛牧第1保育所	瑞穂市牛牧1246番地1
牛牧第2保育所	瑞穂市祖父江170番地
西保育・教育センター	瑞穂市居倉177番地1
中保育・教育センター	瑞穂市美江寺223番地
南保育・教育センター	瑞穂市古橋1129番地1

(施設の目的)

第3条 保育所は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第4条 保育所は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために必要な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育所は、保育所を利用する子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重し、常に園児の立場に立って保育を提供する。

3 保育所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、岐阜県、瑞穂市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉

サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号。以下「県基準条例」という。）、瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第21号。以下「市基準条例」という。）その他関係法令、通知等を遵守し、市教育委員会が定める瑞穂市教育の方針と重点に基づいて、運営を行うものとする。

（提供する保育の内容）

第5条 保育所は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育所が定める保育課程に基づき、次の各号に掲げる保育その他便宜の提供を行う。

- （1）特定教育・保育 支援法第27条第1項に定める特定教育・保育に係る園児に対し、同法第20条第3項に定める保育必要量の範囲内で提供する保育
- （2）給食の提供
- （3）延長保育事業 支援法第59条第2号に定める時間外保育を行う事業
- （4）一時預かり事業 法第6条の3第7号に定める一時預かりを行う事業
- （5）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

2 前項第4号の一時預かり事業を行う保育所は、別府保育所、牛牧第2保育所及び中保育・教育センターとする。

（職員の職種、職務及び員数）

第6条 保育の実施に当たり配置する職員の職種及び職務は、次のとおりとする。また、員数については、県基準条例で定める配置基準以上とし、各保育所が定めるものとする。なお、員数は園児数により変動することがある。

- （1）所長 職員の指揮監督のほか、保育所の運営管理全般を統括する。
- （2）主任保育士 所長を補佐するとともに、保育計画の立案、保育内容、保護者及び地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等について保育士及び関係職員を統括する。

- (3) 保育士 保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 保育補助者 保育士の職務を助ける。
- (5) 調理員 給食調理業務を行う。
- (6) 嘱託医 園児の定期健康診断及び保健衛生の指導に関する業務を行う。
- (7) 嘱託歯科医 園児の定期歯科健康診断及び口腔衛生の指導に関する業務を行う。
- (8) 用務員 保育所の雑務を行う。

(保育の提供を行う日)

第7条 保育所が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から31日まで及び翌年1月1日から1月3日まで）を除く。

(保育の提供を行う時間)

第8条 保育所が保育の提供を行う時間は、次の各号に掲げる園児の保育必要量の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、土曜日は午前7時30分から正午までの範囲内とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間 午前8時00分から午後4時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、土曜日は午前8時00分から正午までの範囲内とする。

2 前項第1号に定める時間に関わらず、保護者の就労その他の事由により、延長保育の必要があるときは、午後6時30分から午後7時00分までの範囲内において延長保育事業を提供するものとする。ただし、土曜日は除く。

3 前項に定める延長保育事業を提供する場合は、あらかじめ園児の保護者から利用の申出をさせるものとする。

4 保育所が一時預かり事業を提供する時間は、午前8時30分から午後4時00分までの範囲内とする。ただし、土曜日は午前8時30分から正午までの範囲内とする。

5 前項に定める一時頂かり事業を提供する場合は、あらかじめ園児の保護者から利用の申出をさせるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
(利用者負担その他費用の種類)

第9条 保育所が提供する保育を利用する支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村の定める利用者負担額を市に支払うものとする。

2 保育所が提供する延長保育事業を利用する支給認定保護者は、瑞穂市保育所条例に定める延長保育料を市に支払うものとする。

3 保育所は、一時預かり事業を利用する園児の保護者から、瑞穂市保育所条例の規定に定める保育料及び給食費の支払いを受けるものとする。

4 保育所は、前3項に定めるもののほか、園児の保護者から次に掲げる保育所の保育利用その他便宜の提供に要する実費額の支払いを受けるものとする。

(1) 日本スポーツ振興センター共済掛金 年額240円

(2) その他保育所の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

(利用定員)

第10条 保育所の利用定員は、支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、別表第1のとおりとする。

(定員の弾力化等)

第11条 前条にかかわらず、保育利用の需要の増大その他やむを得ない事情があるときは、県基準条例に定める面積及び職員配置基準を遵守する範囲内で、同条に定める利用定員を超えて園児の受け入れができるものとする。

(利用の開始)

第12条 保育所は市の利用決定に基づき、保育の提供を開始するものとする。

(利用の終了)

第13条 保育所は、園児又は支給認定保護者が次の各号に該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。

(2) 支給認定保護者が法令に定める支給認定要件に該当しなくなったとき。

(3) 支給認定保護者から退所届の提出があったとき。

(4) その他保育所の利用継続に当たり重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 保育所の職員は、保育の提供時に園児に体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、市、当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 保育所は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 保育所は、園児に対して、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 保育所は、非常災害に備えて、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるものとする。

2 保育所は、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

3 保育所は、毎月1回以上、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第16条 保育所は、園児の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第17条 保育所は、保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 市基準条例第12条に規定する提供した保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市基準条例第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 市基準条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 市基準条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(委任)

第18条 この訓令に定めるもののほか、保育所の運営管理等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1 (第10条関係)

名称	2号利用定員 (3歳以上児)	3号利用定員	
		1、2歳児	0歳児
本田第1保育所	人 124	人 24	人 2
本田第2保育所	124	24	2
別府保育所	180	88	12
穂積保育所	80	—	—
牛牧第1保育所	80	—	—
牛牧第2保育所	174	44	2
西保育・教育センター	90	—	—
中保育・教育センター	72	26	2
南保育・教育センター	194	24	2

議案第 4 1 号

瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の制定について
瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領を制定する訓令案を別紙
のとおり提出する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱（平成 2 6 年告示第 6 5 号）第
8 条の規定により市次世代育成支援対策協議会の公募委員の選考に関し必要な
事項について定めるもの。

瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）に規定する瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員のうち公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考その他の必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 瑞穂市次世代育成支援対策協議会の公募委員の定数（以下「定数」という。）は、6名以内とする。

(選考審査会の設置)

第3条 公募委員を選考するに当たり、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱（平成26年瑞穂市告示第65号）第8条第1項に基づき選考審査会を設置する。

- 2 選考審査会に委員長及び委員を置き、委員長に教育次長を、委員に幼児支援課長及び幼児支援課総括課長補佐をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考審査会を代表する。

(選考審査会の所掌事務)

第4条 選考審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募委員の選考に関すること。

(選考方法)

第5条 公募委員の選考は、書類審査及び小論文により行うものとし、選考基準（別表）により評価して選考する。

(再公募)

第6条 公募委員の募集を行った場合において、応募者が定数に満たない場合又は選考の結果、募集人員に満たないこととなった場合は、再公募を行うことができる。

(定数に達しなかったときの措置)

第7条 前条の規定による再公募を行ってもなお公募定数に達しなかった場合（再公募における選考の結果、募集人員に満たないこととなった場合を含む。）は、選考審査会で協議のうえ、公募によらない方法により委員を選考することができる。

（選考の結果）

第8条 委員長は、第5条及び前条の規定により選考した結果を教育長に報告するものとする。

（その他）

第9条 この訓令に定めるもののほか、公募委員の選考について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考基準

(1) 選考審査会は、委員の選考に当たって、提出された瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員応募用紙及び小論文において、次の(2)評価項目及び評点に従い採点し、公募委員を選考する。

(2) 評価項目及び評点

応募用紙 に関する評価項目	評 点
審議内容に関連する職歴や経歴があるか	5 4 3 2 1
ボランティア等の活動に積極的に参加しているか	5 4 3 2 1
他の審議会等の委員経験等を有しているか	5 4 3 2 1
応募動機に個人的利害等不純な点はないか	5 4 3 2 1
自由意見等から市政への参画意欲が感じられるか	5 4 3 2 1
小論文 に関する評価項目	評 点
意欲、熱意が感じられるか	5 4 3 2 1
審議会等の所掌事項に関する理解や知識があるか	5 4 3 2 1
自己の考え方をもち、客観的に意見が表明できるか	5 4 3 2 1
課題や問題を的確に捉え、意見が論理的で説得力があるか	5 4 3 2 1
先見性や創造性があるか	5 4 3 2 1
合 計 点	点 / 50

【配点基準】

評 価	点 数
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣る	1点

(3) 採点方法

ア. (2) の評価項目及び評点を 50 点満点により採点し、その得点順位の高い者から選考する。

イ. 採点合計が満点の 50 パーセント未満（25 点未満）の者については、委員として選考しない。

議案第42号

瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

瑞穂市社会教育推進員に下記の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 氏 名 奥村 晃
 - 2 所 属 瑞穂市社会教育推進員
 - 3 任 期 平成29年10月1日から平成31年3月31日まで
- 平成29年10月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）第4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに奥村晃氏を瑞穂市社会教育推進員として委嘱するもの。

瑞穂市社会教育推進員

校区	自治会名	氏名	住所	就任・任命年月日	備考
穂積	県警アパート	奥村 晃		H29.10.1～H31.3.31	中田 恵介(前任者)

意見聴取

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成29年10月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

市が発注する工事、委託、製造の請負等の事業者をプロポーザル方式により選定する場合、事業者選定において附属機関として審査委員会を設置する必要があり、市条例の改正にあたり瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表市長の瑞穂市いじめ調査委員会の項の次に次のように加える。

市長 又は 教育 委員 会	瑞穂市 プロポ ーザル 審査委 員会	市が発注する工事、 委託、製造の請負等 であって、識見を有 する者を委員に加え るものについて、プ ロポーザル方式（公 募又は指名により複 数の事業者からその 業務実施に関する提 案を求め、その中か ら最も優れた提案を 行った事業者を選定 する方式をいう。） により事業者を選定 する場合の当該事業 者の選定基準につい て審議する及び当該 事業者の選定に当た って審査すること。	業務ご とに1 5人以 内	識見を 有する 者 その他 市長又 は教育 委員会 が適当 と認め る者	事業者 選定終 了まで	各業 務担 当課
---------------------------	--------------------------------	---	------------------------	---	-------------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）新旧対照表

改正後（案）							現行						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名	附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会	瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号）第21条に規定する事項を審議すること。	15人	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める 者	2年	企画部 企画財政課	市長	瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会	瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号）第21条に規定する事項を審議すること。	15人	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める 者	2年	企画部 企画財政課
市長	瑞穂市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項	8人	弁護士 医師 識見を有する	調査終了まで	総務部 総務課	市長	瑞穂市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項	8人	弁護士 医師 識見を有する	調査終了まで	総務部 総務課

		事業者の選定に当たって審査すること。											
市長教育委員会	瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、審議調整すること。	10人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とする者 関係団体の代表者 その他市長及び教育委員会が適当と認める者	2年	福祉部福祉生活課教育委員会学校教育課	市長教育委員会	瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、審議調整すること。	10人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とする者 関係団体の代表者 その他市長及び教育委員会が適当と認める者	2年	福祉部福祉生活課教育委員会学校教育課
教育委員会	瑞穂市子どもの読書活動推進会議	子どもの読書活動推進計画の実施について調査及び審議すること。	12人以内	ほづみ幼稚園又は小中学校の保護者を代表する者 ほづみ幼稚園長又は小中学	3年	教育委員会生涯学習課	教育委員会	瑞穂市子どもの読書活動推進会議	子どもの読書活動推進計画の実施について調査及び審議すること。	12人以内	ほづみ幼稚園又は小中学校の保護者を代表する者 ほづみ幼稚園長又は小中学校長を代表する者	3年	教育委員会生涯学習課

			校長を代表する者 瑞穂市立保育所長を代表する者 関係団体の代表者 行政関係者 識見を有する者 その他教育委員会が適当と認める者				瑞穂市立保育所長を代表する者 関係団体の代表者 行政関係者 識見を有する者 その他教育委員会が適当と認める者	
--	--	--	--	--	--	--	--	--

意見聴取

平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について

平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成29年10月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

平成29年第1回瑞穂市議会臨時会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

平成 2 9 年 度

瑞 穂 市 補 正 予 算 書

平成 2 9 年 度 瑞 穂 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)

平成 2 9 年 1 0 月 臨 時 議 会

議案第61号

平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度瑞穂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,448,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月25日提出

瑞穂市長 棚橋敏明

提案理由

平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰入金		861,161	72	861,233
	2 基金繰入金	859,982	72	860,054
歳入合計		17,448,213	72	17,448,285

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,773,927	72	1,773,999
	7 保健体育費	287,722	72	287,794
歳出合計		17,448,213	72	17,448,285

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 繰入金	861,161	72	861,233
歳入合計	17,448,213	72	17,448,285

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
10 教育費	1,773,927	72	1,773,999				72
歳出合計	17,448,213	72	17,448,285				72

2 歳入

(款) 17 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	258,482	72	258,554	1 財政調整基金繰入金	72	財政調整基金繰入金
計	859,982	72	860,054			
合計	17,448,213	72	17,448,285			

3 歳出

(款) 10 教育費

(項) 7 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
3 体育施設費	44,567	72	44,639				72	1 報酬	72	非常勤職員・委員等報酬 プロポーザル審査委員報酬
計	287,722	72	287,794				72			
合計	17,448,213	72	17,448,285				72			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (年間支給率) (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		26,760	11,029 (4.30)	8,076	45,865	7,100	52,965	
	議 員	18	68,253		28,123 (4.30)		96,376	26,818	123,194	
	その他の 特別職	1,130	152,778				152,778	14,391	167,169	
	計	1,151	221,031	26,760	39,152	8,076	295,019	48,309	343,328	
補正前	長 等	3		26,760	11,029 (4.30)	8,076	45,865	7,100	52,965	
	議 員	18	68,253		28,123 (4.30)		96,376	26,818	123,194	
	その他の 特別職	1,127	152,706				152,706	14,391	167,097	
	計	1,148	220,959	26,760	39,152	8,076	294,947	48,309	343,256	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	3	72	0	0	0	72	0	72	
	計	3	72	0	0	0	72	0	72	